



発行 東京都

目次

告示

- 令和元年東京都告示第六十七号(特定計量器定期検査の実施)の一部改正.....(生活文化局計量検定所検査課).....一
- 特定計量器定期検査の実施.....(同).....一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更.....(同).....一
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示.....(住宅政策本部住宅企画部不動産課).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....(同).....四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....五
- 当せん金付証券の発売委託.....(全国自治宝くじ事務協議会).....七
- 令和元年六月二十八日付東京都規則第三十号.....八

告示

●東京都告示第三百十号  
令和元年東京都告示第六十七号(特定計量器定期検査の実施)の一部を次のように改正する。

令和元年八月十六日

東京都計量検定所長 荒木 誠

「同年八月二十七日」を「同年八月三十日」に改める。

●東京都告示第三百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年八月十六日

東京都計量検定所長 荒木 誠

検査地域 中央区及び港区

一 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び

二 同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和元年九月九日から同年十一月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和元年七月二十五日 昭島市昭和町 延長  
第一項第五号 三丁目四百二十三番一、同  
番三、同番五、幅員  
同番七、四百二十四番一、  
四百二十五番一及び同番二  
の各一部

○二五

●東京都告示第三百十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六

号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。  
 この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 Sharp	代表取締役 立花 裕治	品川区荏原 二丁目九番 十二号	東京都知事 (1)第一〇〇 二〇二号	平成二 十九年 二月十 日
株式会社 ノーブル	代表取締役 石井 行雄	港区北青山 二丁目七番 二十九号	東京都知事 (1)第九七三 四九号	平成二 十六年 十二月 二十六 日
株式会社 紀匠	代表取締役 田村 敏昭	渋谷区神宮 前四丁目二 十八番四号	東京都知事 (2)第九四二 九七号	平成二 十九年 六月八 日
Elmo Agency 株式会社	代表取締役 甚岡 宏明	北区中里二 丁目八番四 号バウム駒 込一F	東京都知事 (1)第九七四 九四号	平成二 十七年 二月二 十日
株式会社 アイ・エ フ・シー	代表取締役 春山 晃宏	豊島区池袋 二丁目二十 一番十一号	東京都知事 (1)第九八一 三四号	平成二 十七年 七月二 十四日
株式会社	代表取締役	豊島区東池	東京都知事	平成三

Shin ecor pora tion	石黒 蓮	袋三丁目五 番七号	(1)第一〇一 五六七号	平成二 十九年 一月十九 日
新興プロ パティ株 式会社	代表取締役 伊勢田 正 雄	港区赤坂五 丁目一番二 十六号サン ライズ赤坂 ビル二階	東京都知事 (3)第八四八 五九号	平成二 十七年 八月二 十六日
株式会社 Gross Trust ust	代表取締役 佐々木 啓 斗	港区赤坂一 丁目七番四 号	東京都知事 (1)第一〇〇 三二三号	平成二 十九年 三月十 日
オリエン 不動産 販売株式 会社	代表取締役 谷山 昭雄	渋谷区代々 木一丁目五 番十五号	東京都知事 (3)第八四六 八二号	平成二 十七年 七月十 五日
株式会社 M C J A	代表取締役 杉本 学武	中野区東中 野二丁目二 十九番六号	東京都知事 (1)第九七五 一一号	平成二 十七年 二月二 十七日

●東京都告示第三百十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

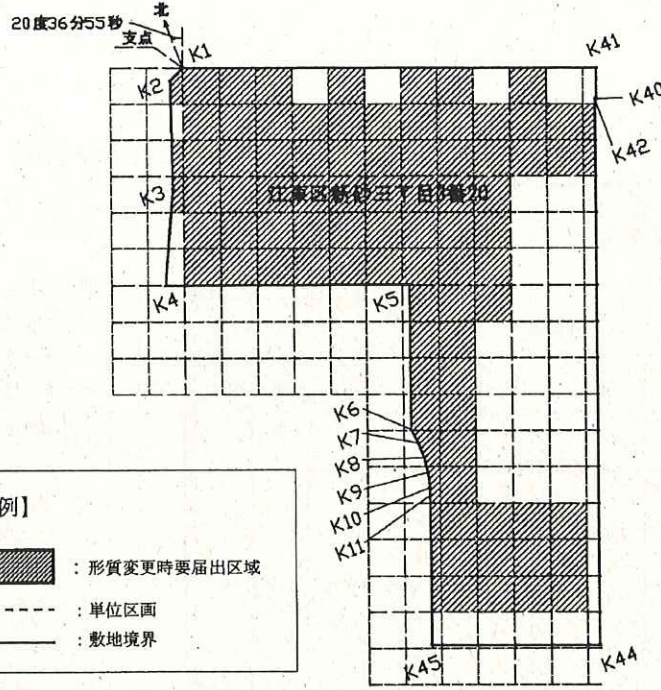
令和元年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- : 形質変更時要届出区域
- : 単位区画
- : 敷地境界

**【支点】**  
 支点は、江東区新砂三丁目3番20の最北端  
 (X座標=-36895.186, Y座標=-229.305) とする。

**【格子の回転角度 (20度 36分 55秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点名	X座標	Y座標
K1	-36895.186	-229.305
K2	-36897.292	-233.841
K3	-36925.567	-243.910
K4	-36949.569	-255.277
K5	-36972.984	-192.323
K6	-37010.458	-206.281
K7	-37014.598	-205.758
K8	-37018.809	-205.732
K9	-37022.996	-206.218
K10	-37027.089	-207.208
K11	-37029.084	-207.882
K45	-37067.840	-222.293
K44	-37083.991	-179.265
K42	-36942.998	-126.342
K40	-36943.149	-125.939
K41	-36935.154	-122.938

※支点及び測点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物